

5 森政第 577 号
令和 6 年（2024 年）3 月 29 日

地域振興局長 様
（林務課扱い）

林務部長

森林整備保全事業設計積算要領の一部改正に伴う共通仮設費率算定方法
の改正について（通知）

このことについて、林野庁長官から別添（写）のとおり改定通知がありましたので、
別記 1、2 により令和 6 年度 4 月 1 日以降に起工起案する工事から適用してください。
なお、管内の市町村に対しては、貴職より周知をお願いします。

問合せ先 指導担当 丸山 塚原
TEL：026-235-7265 FAX：026-234-0330
防災無線：8-231-3227
所属 E-mail：rinsei@pref.nagano.lg.jp

長野県林務部において令和6年4月1日から適用する

森林整備保全事業設計積算要領の改正内容

- ・「共通仮設費率の算定方法」の改正
治山地すべり防止工事及び道路工事における共通仮設費率の算定方法を改正
(詳細は別記2のとおり)

※林野庁から通知のあったその他の改正内容については、令和6年4月以降に順次適用を行う予定。

令和6年4月1日から適用する共通仮設費率算定方法の改正内容（治山地すべり防止工事）

森林整備保全事業設計積算要領の一部改正新旧対照表に基づき、共通仮設費率算定方法に係る改正内容を下記のとおり適用する。

現行 ※P:対象額

工種区分	対象額	600万円以下	600万円を超え5,600万円以下	5,600万円を超え6,020.5万円以下	6,020.5万円を超え10億円以下	10億円以上
	適用区分	下記の率とする (%)	下記の算定式より算出された率とする (%)			下記の率とする (%)
治山地すべり防止工事		15.19	$624.5 \times P^{-0.2381}$			4.49

改正後 ※P:対象額

工種区分	対象額	600万円以下	600万円を超え5,600万円以下	5,600万円を超え6,020.5万円以下	6,020.5万円を超え10億円以下	10億円以上
	適用区分	下記の率とする (%)	下記の算定式より算出された率とする (%)			下記の率とする (%)
治山地すべり防止工事		16.75	$927.4 \times P^{-0.2572}$	$5,280,000 / P \times 100$	$624.5 \times P^{-0.2381}$	4.49

令和6年4月1日から適用する共通仮設費率算定方法の改正内容（道路工事）

森林整備保全事業設計積算要領の一部改正新旧対照表に基づき、共通仮設費率算定方法に係る改正内容を下記のとおり適用する。

現行 ※P:対象額

工種区分	対象額	600万円以下	600万円を超え5,600万円以下	5,600万円を超え6,374.8万円以下	6,374.8万円を超え10億円以下	10億円以上
	適用区分	下記の率とする (%)	下記の算定式より算出された率とする (%)			下記の率とする (%)
道路工事		12.78	$57.0 \times P^{-0.0958}$			7.83

改正後 ※P:対象額

工種区分	対象額	600万円以下	600万円を超え5,600万円以下	5,600万円を超え6,374.8万円以下	6,374.8万円を超え10億円以下	10億円以上
	適用区分	下記の率とする (%)	下記の算定式より算出された率とする (%)			下記の率とする (%)
道路工事		15.74	$132.5 \times P^{-0.1365}$	$6,496,000 / P \times 100$	$57.0 \times P^{-0.0958}$	7.83